

## 農業委員会第33回総会議事録

1. 日 時 令和5年3月14日(火) 午前9時30分～午前11時10分

2. 場 所 鈴鹿市役所 12階 1204会議室

3. 出席委員(17人)

会長	堀田 長久	会長職務代理者	鈴木 秀		
1番	田中 恒司	4番	佐々木 平	5番	小菅 武次
7番	飯田 秀治	8番	辻 望	9番	加藤 三久
10番	小林 伸康	11番	大石 徹也	12番	平子 伸
13番	稲田 利幹	14番	上田 みね子	16番	大野 久美子
17番	三田 久憲	18番	豊田 栄美子	19番	望月 広志

4. 欠席委員(2人)

2番 長谷 康郎 15番 近藤 啓子

5. 事務局

農業委員会事務局 鈴木次長, 小林農地GL, 小河, 吉村, 田吹  
農林水産課 中野

6. 議事

開会

第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権)

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(貸借権)

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について(所有権)

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について(貸借権)

第5号議案 農用地利用集積計画について

報告事項1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告事項2号 使用貸借契約の解約について

報告事項 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（相続等届出）

報告事項 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について（専決処理分）

報告事項 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（専決処理分・所有権）

報告事項 6 号 農地法第 5 条の規定による届出について（専決処理分・貸借権）

報告事項 7 号 非農地証明願いについて（市証明分）

報告事項 8 号 時効取得による移転について

報告事項 9 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

## 7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 33 回総会を開催いたします。開会にあたりまして堀田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

続きまして、議事に移らせていただきます。今後の議事進行は、堀田会長をお願いいたします。

議長（堀田会長）

それでは、お手元の事項書にしたがいまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第 33 回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を第 14 番上田みね子様、議席番号 16 番大野久美子様をお願い申し上げます。

それでは、議事第 1 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、1 の 102 番は、譲受人は、利用農地 122,612 m<sup>2</sup>を耕作されています。今回の申請地面積は 5,424 m<sup>2</sup>ですが、こちらは現在借り受けている農地を譲り受けるもので、経営面積に変更はなく、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培す

るとの申請です。機械につきましては、耕うん機、田植機、コンバイン、農用自動車を各1台、トラクター、動力噴霧器を各2台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴43年です。通作距離は約1.2kmです。必要な農作業について、年間約320日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、5の105番は、譲受人は、利用農地199,070.54㎡を耕作されています。今回の申請地面積は4,989㎡で、併せて204,059.54㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、茶、花木を栽培するとの申請です。機械につきましては、防除機、動力噴霧器を各2台、耕うん機を1台、茶刈機を3台、農用自動車を5台所有されています。労働力及び技術につきましては、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴40年、1年が各2名、20年、10年が各1名です。通作時間は車で約6分です。法人形態は株式会社ですが、株式の譲渡制限がある非公開会社で、主たる事業は農業です。構成員は、農業関係者が67%の議決権を有しており、役員の名が法人の行う農業に常時従事する構成員であり、役員の名以上が法人の行う農業に必要な農作業に常時従事しています。必要な農作業について、年間約280日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、5の106番は、譲受人は、利用農地8,527.87㎡を耕作されています。今回の申請地面積は690㎡で、併せて9,217.87㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、野菜、芝、花木を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機を各2台、農用自動車を1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴30年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴25年が1名です。通作距離は約400mです。必要な農作業について、年間約300日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、7の104番は、譲受人は、利用農地10,162㎡を耕作されています。今回の申請地面積は251㎡で、併せて10,413㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、花木を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴20年です。通作時間は車で約20分です。必要な農作業について、年間約60日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、8の100番は、譲受人は、利用農地12,244㎡を耕作されています。今回の申請地面積は74㎡ですが、こちらは共有者の持分を譲り受けるもので、経営面積に変更はなく、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、農用自動車、田植機、コンバインを各

1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴60年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴40年、20年が各1名で、10年が2名です。通作時間は車で約3分です。必要な農作業について、年間約60日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、高齢者面接対象者の為、健康状態について問題ないことを確認いただいています。

続きまして、8の108番は、譲受人は、利用農地151,681㎡を耕作されています。今回の申請地面積は733㎡で、併せて152,414㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、稲作、野菜、果樹を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクターを4台、耕うん機を2台、田植機、コンバインを各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴12年、5年、4年、3年、1年が各2名、10年、2年が各1名です。通作時間は徒歩で約5分です。法人形態は株式会社ですが、株式の譲渡制限がある非公開会社で、主たる事業は農業です。構成員は、農業関係者が76%の議決権を有しており、役員の上半が法人の行う農業に常時従事する構成員であり、役員的一名以上が法人の行う農業に必要な農作業に常時従事しています。必要な農作業について、年間約250日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、13の101番は、譲受人は、利用農地903㎡を耕作されています。今回の申請地面積は192㎡で、この後ご審議いただきます第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の貸借権、12の7番で3,968㎡申請されており、併せて5,063㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクターを2台、耕うん機、田植機、コンバイン、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴30年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴30年が1名です。通作時間は車で約3分です。必要な農作業について、年間約100日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、20の103番は、譲受人は、利用農地5,328㎡を耕作されています。今回の申請地面積は799㎡で、併せて6,127㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、コンバインを各1台、耕うん機を3台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴5年です。通作時間は車で約45分です。必要な農作業について、年間約100日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、22の107番は、譲受人は、利用農地18,807㎡を耕作されています。今回の申請地面積は3,726㎡で、併せて22,533㎡となり、耕作放棄地等はありません。

ん。取得後は、花木を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクターを3台、耕運機を2台、農用自動車を5台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴35年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴15年が1名です。通作距離は約100mです。必要な農作業について、年間約280日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

以上9件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第1号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第1号議案は承認といたします。

続きまして、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

12の7番は、借人は、利用農地903㎡を耕作されています。今回の申請地面積は3,968㎡で、先ほどご審議いただきました第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の所有権、13の101番で192㎡申請されており、併せて5,063㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクターを2台、耕うん機、田植機、コンバイン、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴30年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴30年が1名です。通作時間は車で約3分です。必要な農作業について、年間約100日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

以上1件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第2号議案は承認といたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権についてで

ございますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により〇〇委員の退席を求めます。

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

議案書5ページの23の105番をご覧ください。23の105番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第2種農地です。判断基準は、庄内地区市民センターから北西へ約2,110mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲は隣接する農地が無い為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上1件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、この議案は承認といたします。それでは、〇〇委員の着席を求めます。

引き続き、第3号議案につきまして、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、1の109番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから南西へ約1,830mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、2の108番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、庄野地区市民センターから南西へ約1,240mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、3の107番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、加佐登地区市民センターから北西へ約1,310mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷

地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、5の96番は、資材置場兼駐車場用地の一部として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第1種農地です。判断基準は、石薬師地区市民センターから西へ約2,270mに位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、既存敷地の拡張に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び余水は既設道路側溝へ放流します。周囲は柵板を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、3月10日に現地確認を実施しています。

続きまして、7の106番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、鈴鹿サーキット稲生駅から北東へ約1,460mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、15の104番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第2種農地です。判断基準は、中瀬古駅から北東へ約550mに位置し、鉄道の駅から周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、17の92番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第3種農地です。判断基準は、合川地区市民センターから南東へ約330mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね300m以内の区域に位置している為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、22の103番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、鈴峰地区市民センターから北西へ約3,610mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、22の110番は、住宅用地（庫裏）として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第3種農地です。判断基準は、鈴峰地区市

民センターから南西へ約 170mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね 300m 以内の区域に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率 22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は集落排水へ放流。雨水は自然浸透及び既設側溝へ放流します。周囲は隣接する農地が無い為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上 9 件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 3 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 3 号議案は承認といたします。

続きまして、第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

まず、5 の 57 番は、鶏舎用地（堆肥置場）として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域内農地です。農用地区域内農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、農地法第 5 条第 2 項ただし書に規定する、農用地利用計画において農業用施設として指定された用途に該当するため、例外的に許可し得る案件です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲は宅地等に囲まれている為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、こちらは 1,000 m<sup>2</sup>を超える案件の為、3 月 10 日に現地確認を実施しています。

続きまして、5 の 58 番は、農家住宅用地の一部（駐車場）として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 1 種農地です。判断基準は、石薬師地区市民センターから北西へ約 2,770mに位置し、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第 1 種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は既存の追認のため問題ありません。面積の妥当性は、建ぺい率 22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はコンクリートブロックが設置されているため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、5 の 59 番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 3 種農地です。判断基準は、石薬師地区市民センターから南東へ約 180mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね 300m以内の区域に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率 22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。都市計画

法は手続き中です。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設水路へ放流します。周囲はコンクリート擁壁を設置するため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、6の34番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の甲種農地です。判断基準は、白子地区市民センターから西へ約450mに位置し、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するものと認められる農地に該当する為です。甲種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。都市計画法は手続き中です。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリート擁壁、コンクリートブロック及び柵板を設置するため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、21の60番は、農家住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、深伊沢地区市民センターから南西へ約1,540mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上5件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第4号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第4号議案は承認といたします。

続きまして、第5号議案 農用地利用集積計画についてでございますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により〇〇委員の退席を求めます。

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第5号議案 農用地利用集積計画について、別冊の農用地利用集積計画書により説明します。

計画書10ページ目41番は河曲地区で使用貸借です。

以上の計画要請の内容は、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいた

します。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、この議案は承認といたします。それでは、〇〇委員の着席を求めます。

引き続き、第 5 号議案についてでございますが、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により〇〇委員の退席を求めます。

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

計画書 10 ページ目 42 番は河曲地区で米 50 k g の物納です。

以上の計画要請の内容は、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。また、申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、この議案は承認といたします。それでは、〇〇委員の着席を求めます。

引き続き、第 5 号議案についてでございますが、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により〇〇委員の退席を求めます。

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

計画書 18 ページ目 68 番は若松地区で米 25 k g の物納です。

以上の計画要請の内容は、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。また、申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（堀田会長）

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、この議案は承認といたします。それでは、〇〇委員の着席を求めます。

引き続き、第 5 号議案についてでございますが、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により〇〇委員の退席を求めます。

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

計画書 19 ページ目 71 番から 73 番は栄地区で使用貸借です。

以上の計画要請の内容は、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。また、すべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、この議案は承認といたします。それでは、〇〇委員の着席を求めます。

引き続き、第 5 号議案についてでございますが、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により〇〇委員の退席を求めます。

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

計画書 24 ページ目 87 番は椿地区で 1 筆あたり茶 3,000 円相当の物納です。

以上の計画要請の内容は、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。また、申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、この議案は承認といたします。それでは、〇〇委員の着席を求めます。

引き続き、第 5 号議案につきまして、事務局より説明いたします。

事務局

続きまして計画書 1 ページ目 1 番から 3 番は、国府地区です。1 番は、米 30 k g の物納です。2 番は、米 150 k g と米 90 k g の物納です。3 番は、米 30 k g 相当の金納です。

2 ページ目 4 番から 7 番は、庄野地区で使用貸借です。

3 ページ目 8 番から 4 ページ目 17 番は、加佐登地区です。8 番から 14 番は、使用貸借です。15 番は、米 10 k g の物納です。16 番及び 17 番は、10,000 円の金納です。

5 ページ目 18 番から 21 番は、牧田地区です。18 番及び 19 番は、使用貸借です。20 番は、米 10 k g の物納です。21 番は、米 35 k g 相当の金納です。

6 ページ目 22 番から 26 番は、石薬師地区です。22 番から 25 番は、使用貸借です。

26番は、米20kgの物納です。

7ページ目27番及び28番は、白子地区です。27番は、米15kg相当の金納です。28番は、米15kgの物納です。

8ページ目29番及び30番は、稻生地区です。29番は、使用貸借です。30番は、3,300円の金納です。

9ページ目31番から38番は、飯野地区です。31番から35番は、米50kgの物納です。36番は、米60kgの物納です。37番は、3筆合計で米285kgの物納です。38番は、米60kg相当の金納です。

10ページ目39番及び40番と11ページ目43番及び44番は、河曲地区です。39番は、経営移譲による親子間での賃貸借権の移転です。40番は、使用貸借です。43番は、米50kg相当の金納です。44番は、米60kgの物納です。

12ページ目45番から13ページ目51番は、一ノ宮地区です。45番から47番は、米25kgの物納です。48番は、米60kgの物納です。49番は、米15kgと米50kgと米10kgの物納です。50番は、米50kgと米35kgの物納です。51番は、米50kg相当と米25kg相当の金納です。

14ページ目52番から55番は、箕田地区です。52番から54番は、米25kgの物納です。55番は、米50kg相当の金納です。

15ページ目56番から17ページ目66番は、玉垣地区です。56番及び57番は、米35kgの物納です。58番は、米45kgの物納です。59番は、米50kgの物納です。60番は、米10kgと米25kgと米35kgの物納です。61番は、米60kgと米50kgの物納です。62番から65番は、米60kgの物納です。66番は、25,000円の金納です。

18ページ目67番、69番及び70番は、若松地区です。67番は、米25kgの物納です。69番は、米25kgと米10kgの物納です。70番は、米10kg相当の金納です。

19ページ目74番は、栄地区で米30kgの物納です。

20ページ目75番及び76番は、天名地区で使用貸借です。

21ページ目77番から80番は、合川地区です。77番及び78番は、使用貸借です。79番は、3筆合計で米180kgの物納です。80番は、米30kgの物納です。

22ページ目81番は、井田川地区で使用貸借です。

23ページ目82番から86番は、久間田地区です。82番及び83番は、使用貸借です。84番から86番は、10,000円の金納です。

24ページ目88番は、椿地区で10,000円の金納です。

25ページ目89番から95番は、鈴峰地区で使用貸借です。

26ページ目96番から99番は、庄内地区です。96番及び97番は、使用貸借です。98番は、15,000円の金納です。99番は、米15kg相当の金納です。

以上の計画要請の内容は、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、すべてで申請者双方が合意しており、か

つ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第5号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第5号議案は承認といたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項1から9につきまして一括して事務局より説明します。

事務局（議案書朗読）

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項1から9の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告といたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

続きまして、議事第2 非農地判定について、事務局より説明いたします。

事務局

議事第2の非農地判定についてを説明させていただきます。まず、資料の確認をお願いします。今回、具体的な非農地判定案件が出てまいりましたので、非農地判定の手順及び、現場の状況等の説明をさせていただき、本総会において、農地か非農地かの判定をお願いするものです。

まず、非農地判定の説明をさせていただきます。非農地判定とは、耕作放棄地のうち、B分類農地として、各地区委員会において、利用状況調査で赤色を塗っていただいた原野化、山林化している農地について、農地ではないという判定を行うものです。本委員会では、平成29年度より庄内地区と合川地区をモデル地区として非農地判定を実施しています。令和3年度までに385筆174,998㎡を非農地判定し、各土地所有者などへ通知をしたところです。

それでは、非農地判定の判断基準について説明いたします。資料1の耕作放棄地に係る非農地判定通知実施要領の第2農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断基準をご覧ください。耕作放棄地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地法第2条第1項の農地に該当しないものとします。(1) その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合。(2) (1) 以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合です。

それでは、どのように非農地判定を進めていくのかを、資料2の非農地判定手順に沿って説明させていただきます。まず、利用状況調査の実施・報告です。各地区委員

会において、毎年7月から8月に利用状況調査を行っていただいております。地図にA分類の黄色とB分類の赤色を着色していただいておりますが、非農地判定するのはB分類の赤色に着色された原野化、山林化した土地が対象となります。次に地区で非農地判定対象地の審議ということで、現在、モデル地区として庄内地区と合川地区の非農地判定を進めておりますが、利用状況調査の結果、両地区委員会から次に非農地判定を行う対象地を審議していただきます。両地区から次の非農地判定対象地の報告を受けまして、事務局で土地の登記簿や公図などの調査を行います。その調査が整うと、複数名による非農地判定対象地の現地確認を行います。農業委員会の会長、会長職務代理、ブロック選出の農業委員、地区委員会連絡協議会の会長と副会長、対象地区の農地利用最適化推進委員、場合によっては地区委員の方、及び事務局職員とで現地確認を実施し、写真撮影も行います。その後、地区委員会連絡協議会に諮り、審議結果をもって、本日のこの場となりますが、総会での非農地判定を行います。総会において非農地と判定されれば、土地所有者又は管理者へ非農地通知書を発送し、法務局において登記簿地目の変更登記を行うよう要請します。その他、関係機関として市の資産税課と法務局へ非農地通知一覧表を送付します。なお、農業委員会としては、非農地判定を行った土地の農地基本台帳の整理を行います。以上が非農地判定の流れとなります。

それでは、資料3をご覧くださいながら、今回の非農地判定対象地の説明をさせていただきます。今回の案件は合川と庄内の2地区で合計3ヶ所となります。手順に従い、各地区委員会の利用状況調査の実施・報告があり、合川と庄内の両地区委員会で非農地判定対象地の審議をされ、事務局と調整を図ってまいりました。そして、令和5年1月24日に現地確認を行っております。参加者は、市農業委員の堀田会長と鈴木会長職務代理、地区委員会連絡協議会の早川会長と久保田副会長、そして事務局職員、更に合川地区の案件につきましては、ブロック選出の小菅農業委員と合川地区の西村会長、庄内地区の案件につきましては、ブロック選出の大石農業委員と庄内地区の古市会長にご参加いただきました。

まず、1ページ、合川地区三宅町の地図をご覧ください。場所は国道306号南側の山間地、鈴鹿ツインサーキットとモーターランド鈴鹿の間になります。2ページは、左手が対象地の拡大図の航空写真と、右手は3ページと4ページに付けております写真の撮影位置を示したものとなります。ご覧のとおり、対象地は荒廃してしまし、周辺を山林に囲まれている状況からも、農地として復元しても継続して利用することが困難な状態でした。

続きまして、5ページからが庄内地区西庄内町です。まずは、広域をお示ししたものととなりますが、庄内地区にはAとBと2か所ございます。まずは、それぞれの位置をご確認いただければと思いますが、三鈴カントリー倶楽部の南側で、東西2か所に分かれています。6ページは庄内Aの拡大図と写真の撮影位置を示したものととなります。場所は三鈴カントリー倶楽部の南西の山間地になります。7ページから8ページ

の写真をご覧ください。ご覧のように、対象地は山林化しておりまして、また、周辺も山林に囲まれている状況から、農地として復元しても継続して利用することが困難な状態でした。

続きまして9ページから庄内Bになります。場所は、三鈴カントリー倶楽部の南東側、先程の庄内Aの東側になります。10ページから12ページの写真をご覧ください。ご覧のように、対象地は山林化しており、周辺も山林に囲まれている状況から、農地として復元しても継続して利用することが困難な状態でした。

最後に資料4として農地・非農地の判定対象地リストを添付させていただきました。合川地区は18筆16,681㎡、庄内A地区は29筆16,017㎡、庄内B地区は43筆3,311㎡、合計で90筆36,009㎡となります。資料の説明は以上となります。3ヶ所とも、各地区委員会で非農地に相当すると判断され、また、要領の農地に該当するか否かの判断基準にあります、周辺の状況から農地に復元しても継続して利用することができずと見込まれる場合に該当し、農地法第2条第1項の農地には該当しないと考えられるため、非農地と判定をしたいと考えております。そして、先週、令和5年3月9日に開催された地区委員会連絡協議会におきまして、意見聴取をいたしましたが、特に意見はございませんでした。皆様には、現場の写真等の資料をご覧になっていただき、非農地か否かの判定をお願いするものです。

今後の予定ですが、手順にもありますように、非農地と判定されれば、土地所有者又は管理者へ非農地通知書を発送し、法務局において登記簿地目の変更登記を行うよう要請いたします。その他、関係機関として市の資産税課と法務局へ非農地通知一覧表を送付します。なお、農業委員会としては、非農地判定を行った土地の農地基本台帳の整理を行います。

以上が今回の非農地判定の説明となりますので、非農地か否かの判定をお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議事第2につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

辻委員

法務局へ非農地一覧表を送付しますと、法務局が職権で地目変更を行うのですか。事務局

法務局と情報共有はさせていただきますが、登記簿を変えていただくには、土地所有者ご本人がしていただく必要があります。

辻委員

代書屋さんを使って申請すると、法務局が非農地通知一覧表を確認して地目を変更するということですか。お金がかかるということですか。

事務局

そうです。ご自身ですれば、かかりませんが、代書屋さんを使っていただくと費用

がかかってくる。

辻委員

地目をこのままにしておいてもいいのですか。義務はないのですか。

事務局

義務はありませんが、農地として復元できない土地ですので、変えていただくのが望ましいと思っています。

辻委員

我々が8月の耕作放棄地調査を行ったときに、地目が変わっているかどうか分かりませんが、昨年度どおりであれば、赤色を付けることでよろしいか。

事務局

農地ではありませんので、塗っていただかなくても結構です。

議長（堀田会長）

農業委員、地区委員会で、この土地は非農地であるということを情報共有していただきたい。

辻委員

今回、合川地区と庄内地区ですが、他の地区は追々でてくるのですか。

事務局

今回の90筆は、事務局が指定したものではなく、地区委員会から上がってきて事務作業をしておりますので、地区のほうでは把握していただいていると思います。

非農地判定の実施地区につきましては、昨年6月の地区委員会連絡協議会でこれまで同様、合川地区と庄内地区で実施することを決めていただいています。今月の地区委員会連絡協議会で来年度の実施地区について問いかけをしておりますので、今後決めていただくこととなります。

大石委員

2点ほどお聞きします。非農地判定にご尽力いただきありがたいと感じておりますが、1点目は、非農地判定をされて、法務局へ届け出るということですが、高齢化が進んでおり耕作できないことから、山林、原野になってしまっています。高齢の方は法務局へ出かけることすらできないので、非農地判定したときに必然的に自然と地目を置き換える法的なやり方がないものか。

もう1点は、庄内地区は農用地が被っている土地が80%以上あり、非農地判定されても利用することができない。非農地判定した時点で、農用地は自然とはずすという考え方を要請できないかというのが2点目のお願いと質問です。

事務局

1点目の法務局での手続ですが、現状で法務局ですべての対象地を一括して地目変更することは無理がございます。土地所有者が法務局で手続していただかなくてはならないのが現状です。

2点目の農用地に関しましては、農林水産課で所管をさせていただいていますが、

おっしゃるように農用地のところで非農地判定を進めたところがございます。非農地判定をした時点で連動しての農用地からの除外は無理ですが、年2回の一般管理で農用地除外の申し出をしていただければ、非農地判定を行った農地につきましては除外が可能ということは確認しています。タイムラグが生じますがそこはご理解いただきたい。それと5年に1回だと思いますが、全市的な農用地の見直しを確認させていただく特別管理がございます。その時に各地区でご審議いただく必要があるのかなと思います。

大石委員

農業委員会も農林水産課も鈴鹿市の行政の機関ですので、もう少しスムーズに処理できないかというところですか。縦割り行政の弊害が出ているのと違いますか。農業委員会と農林水産課で話していただいて、もう少し住民サイドに立った中でのルールを適用していくのがいいのかなと思いますし、今後の検討課題として、農業委員会と農林水産課で話しながら取り組んでいただきたいと思います。

豊田委員

9ページの写真を見ますと、青線でくくっているところは農地として畑を作っているのではないですか。

事務局

青線のところは、非農地判定するところではございません。

豊田委員

周りが非農地になって、畑を作っている方は困りませんか。

大石委員

弊害はありますが、非農地にしたからではなく、荒れていることが弊害です。

議長（堀田会長）

現地確認の時に、農地として活用している部分は除外をしております。

鈴木職務代理人

稲生地区で非農地判定について協議したのですが、地目変更すると固定資産税が上がるのではないかと心配する意見がでましたが、その点はどうですか。

事務局

原野に地目変更されることが多いと考えていますが、原野と農地ではほとんど変わらないと思います。課税は現況課税ですので、地目が変わったからといって固定資産税が高額になるということはありません。非農地判定することによって農地台帳から外れていくこととなりますので、農地法とは関係なしに土地の利用を考えることができます。

大石委員

荒れた農地をそのままにしておくよりも、2050年カーボンニュートラルの時代に向けて、太陽光発電等、土地を有効活用すれば、税収も上がり鈴鹿市のためにもなる。太陽光推進派ではないですが、太陽光しかないのです。税収も上がり、獣害について

も住みかを失うので対策になる。相乗効果があるので、鈴鹿市のためにも地域のためにもいいので、是非、非農地の農用地除外を進めてもらいたい。

議長（堀田会長）

大石委員の言われることはよく分かるのですが、暫定的に年2回ですので、それが改善されるような方向で事務局も働きかけてもらいたいですが、現状としましては、非農地にしても、何も開発しないので地目変更せずそのままにしておくというのが多いような気がします。何か開発するときに、初めて動くというのが現状だと思いますが、農業委員会のテリトリーから縁を切った土地になるということです。

外に何かございますか。無いようでございますので、議事第2は承認といたします。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。